



(委託業務の実績報告等)

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の実績報告書（別紙様式）を平成29年2月28日までに甲に提出しなければならない。  
この場合において、第4条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号（様式第102号））を添付するものとする。

(適合の検査及び結果通知)

第8条 甲は、前条の規定により乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。  
2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が第3条の委託料の限度額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があり、当該成果品では甲の目的が果たせない場合には、検査後1年間は、これを完全なものとして引き換えなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。  
2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。  
3 前項の規定により本契約を解除したときは、甲乙協議の上、委託料の精算をするものとする。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が本契約に違反した場合は、本契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。  
2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第17条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿で、乙にその著作権が帰属するものを、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなくてはならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類などをその完結の日から5年間保存するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第19条 甲及び乙（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約する。なお、甲又は乙は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲又は乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他各号に準ずる行為

3 甲又は乙（以下、本項において「解除者」という。）が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

(疑義の処理)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 橋本 昌

乙 茨城県○○○○○○ ○○○○  
○○○○ ○○○○○○  
○○○○ ○ ○ ○ ○

(別記)

## 特 約 事 項

### 1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式)

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会 長 橋 本 昌 殿

(受託者)

茨城県〇〇〇〇 〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 印

## 実 績 報 告 書

平成29年 月 日付けで契約した2017年春・初夏のいばらきよいとこプラン作成業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

### 記

1 委託期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 収支決算書

別添のとおり

3 事業成果品

別添のとおり